

保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつて歳出とする。

3 労働保険特別会計徴収勘定が経理している業務概要

労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用されるものであり、その適用及び保険料徴収については、徴収法により定められている。

その概要は以下のとおりである。

(1) 労働保険の適用

① 労働保険の適用事業

労働保険の適用については、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業となっている（いわゆる全面適用）。

適用事業でない事業は、暫定任意適用事業とされている。

② 適用のしくみ

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することを原則としている。

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険における適用労働者の範囲、適用方法等の相違にかんがみ、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ個別の事業とみなして、二元的に処理している。

(2) 労働保険料の徴収

① 保険の種類

労働保険料は、労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収することを原則としており、その種類として一般保険料、特別加入保険料及び印紙保険料がある。

② 保険料の負担

労使の労働保険料負担については、労災保険に関する部分は全額事業主が負担し、雇用保険に関する部分は労使が一定の割合で負担することを原則としている。

③ 納付方法

事業主は、労働保険料のうち一般保険料と特別加入保険料については、毎保険年度の初めに概算額（概算保険料）で申告・納付し、翌保険年度の初めに確定額（確定保険料）を申告し、過不足を精算することとされている。

印紙保険料については、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、一般保険料のほか、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付し、消印することにより、納付することとされている。

労働保険特別会計労災勘定のしくみ(財政資金の流れ)

(平成17年度決算)

(単位:百万円)

歳 入		労 災 勘 定	歳 出	
他勘定より受入(保険料収入)	1,051,359		保 險 給 付 等	890,760
一 般 会 計 よ り 受 入	1,281		業 務 取 扱 費	46,869
支 払 備 金 よ り 受 入	186,837		施 設 整 備 費	1,485
未 経 過 保 険 料 受 入	23,039		労 働 福 祉 事 業 費	109,814
預 託 金 利 子 収 入	105,617		うち独立行政法人運営費	13,339
そ の 他 の 雑 収 入	27,873		うち独立行政法人施設整備費	13,567
前 年 度 繰 越 資 金 受 入	875		他勘定へ繰入(保険料返還金等)	62,096
予 備 費	-			
歳 入 計	1,396,881		歳 出 計	1,111,024

保険給付・特別支給金

被災労働者等

義肢の支給・アフターケア等

事業主

各種補助金等

保険料

賃金総額の5/1000~129/1000
〔事業主の種類に応じ事業主全額負担〕

※ 平成18年4月1日より労災保険率が
引き下げられ、賃金総額の4.5/1000~
118/1000の範囲で事業主が保険料を
負担することとなった。

歳 出	徴 収 勘 定	歳 入
他勘定へ繰入		保 険 料 収 入
保険料返還金		そ の 他 の 収 入
業務取扱費等		他勘定より受入

業務取扱費・保険料返還金等

収支差
285,856

運営費交付金
施設整備費補助金

(財政融資資金に預託して運用)

209,514

76,342

翌年度歳入へ
繰り入れ

積立金

・支払備金
・未経過保険料
・翌年度へ繰越

労災年金受給者への
将来の労災年金給付
に必要と見込まれる額
を目標に積み立て

(平成18年度歳入へ繰入)

独立行政法人
産業安全研究
所

独立行政法人
産業医学総合
研究所

独立行政法人
福祉医療機構

独立行政法人
労働政策研
究・研修機構

独立行政法人
労働者健康福
祉機構

※ 独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人
産業医学総合研究所は平成18年4月1日に統合し、
独立行政法人労働安全衛生総合研究所となった。